

## 支払手段に関するプリンシプルと現行法の対応関係

| プリンシプルに対応した分類       | 具体的なルールの内容等   | 対象事業者（割賦販売法）         | 根拠条文（割賦販売法・省令）  | 対象事業者（資金決済法等）                        | 根拠条文（資金決済法等・ガイドライン）   |
|---------------------|---|----------------------|---|--------------------------------------|---|
| 参入規制、情報提供等基盤的な消費者保護 | 【登録制（包括信用購入あっせん業者）】<br>包括信用購入あっせん業を営むためには、経済産業大臣の登録を受けることが必要である。登録に際しては、事業の適正な運営の確保及び消費者保護の観点から、財務の健全性の確保に加え、支払可能見込額の調査等を適切に実施するための与信管理体制の整備等が必要とされている。   | 包括信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第31条（包括信用購入あっせん業者の登録）<br>第33条の2（登録の拒否）  | 第三者型前払式支払手段発行者<br>資金移動業者<br><br>貸金業者 | 資金決済法 第7条（前払式・登録）<br>第37条（資金移動業・登録）<br><br>貸金業法第3条（貸金業・登録）<br>（3年ごとの更新制）  |
|                     | 【登録制（個別信用購入あっせん業者）】<br>個別信用購入あっせん業を営むためには、経済産業大臣の登録を受けることが必要である。当該登録は更新制（3年）とされている。登録に際しては、事業の適正な運営及び消費者保護の確保の観点から、財務の健全性の確保に加え、消費者保護を目的として課される各種行為規制を適切に履行し得るよう、人的体制を備えていること等が必要である。   | 個別信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第35条の3の23（個別信用購入あっせん業者の登録）<br>第35条の3の26（登録の拒否）<br>第35条の3の27（登録の更新）                                    | -                                    | -   |
|                     | 【登録制（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）（2か月払購入あっせん含む）】<br>加盟店に対しクレジットカードの取扱いを認める契約を締結するアクワイアラーについては、取引の適正性および利用者保護の確保の観点から、登録制が導入されている。また、アクワイアラーと同等の機能を有し、実質的に加盟店管理等の業務を担う決済代行業者についても、経済産業大臣への登録を受けることが必要とされている。  | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 | 割賦販売法 第35条の17の2（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録）<br>割賦販売法 第35条の17の5（登録の拒否）  | -                                    | -   |
|                     | 【情報提供義務（包括信用購入あっせん業者）】<br>包括信用購入あっせん業者は、カード交付時・利用時等に取引条件等（支払期間・回数・手数料の料率等）を利用者に情報提供しなければならない。   | 包括信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第30条（包括信用購入あっせんの取引条件に関する情報の提供等）<br>第30条の2の3（包括信用購入あっせん関係受領契約に関する情報の提供等）                               | 前払式支払手段発行者<br>資金移動業者                 | 資金決済法 第13条第1項（前払式）<br>第51条（資金移動業）<br>金融庁「事務ガイドライン」<br>（第三分冊：金融会社関係）<br>5 前払式支払手段発行者関係<br>II-2-1（情報の提供義務）<br>14 資金移動業者関係<br>II-2-2-1（利用者保護措置・情報提供） |
|                     | 【書面交付義務（個別信用購入あっせん業者）】<br>個別信用購入あっせん業者は、契約申込時・承諾時・支払請求時等に法定事項を記載した書面を交付しなければならない。   | 個別信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第35条の3の2（個別信用購入あっせんの取引条件の表示）<br>第35条の3の8（個別信用購入あっせん関係販売業者等による書面の交付）<br>第35条の3の9（個別信用購入あっせん業者による書面の交付） | -                                    | -   |
|                     | 【書面交付義務における省略不可事項（包括信用購入あっせん業者）】<br>カード利用時の交付書面の記載事項のうち、カード利用の都度、内容に変更が生ずることがない事項について、カード発行を交付する際の取引条件の表示としてあらかじめ情報を提供している場合に省略可能（解除に関する定め等）。ただし、利用者利便の観点から省略が許されない記載事項として「イシューアの名称・住所・電話番号等」「加盟店の名称等」「問い合わせ機関の名称・住所・電話番号」「支払停止の抗弁に関する事項」が定められている。                        | 包括信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第30条（包括信用購入あっせんの取引条件に関する情報の提供等）<br>第30条の2の3（包括信用購入あっせん関係受領契約に関する情報の提供等）                               | -                                    | -   |
|                     | 【利用者等に関する情報の適正な取扱い、苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置（包括信用購入あっせん業者）】<br>包括信用購入あっせん業者は、利用者等の情報の漏えい等の防止を図るための措置、利用者等の支払能力に関する情報、特定非公開情報を目的外使用しないための措置をとらなければならない。また加盟店が特定商取引法の禁止行為、消費者契約法の契約取消に該当する行為をしたと認めるとき、苦情の発生状況から加盟店が消費者の利益の保護に欠けると認めるときは、苦情の内容をクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知しなければならない。 | 包括信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第30条の5の2（業務の運営に関する措置）<br>省令 第60条（苦情処理体制）<br>省令 第56条～58条（情報取扱い）<br>省令 第59条（委託先管理）                      | 前払式支払手段発行者<br>資金移動業者                 | 資金決済法<br>第21条（前払式・情報の安全管理）<br>第49条（資金移動業者・情報の安全管理）<br>金融庁「事務ガイドライン」<br>5 前払式支払手段発行者関係<br>II-2-3（情報管理態勢）<br>14 資金移動業者関係<br>II-2-2-3（情報管理態勢）        |
|                     | 【利用者等に関する情報の適正な取扱い、苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置（個別信用購入あっせん業者）】<br>個別信用購入あっせん業者も同様に利用者等に関する情報の適正な取扱いをしなければならない。また加盟店が特定商取引法の禁止行為、消費者契約法の契約取消に該当する行為をしたと認めるとき、苦情の発生状況から加盟店が消費者の利益の保護に欠けると認めるときは、苦情処理のために必要な事項を調査しなければならない。   | 個別信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第35条の3の20（業務の運営に関する措置）<br>省令 第94条（苦情処理体制）<br>省令 第89条～91条（情報取扱い）<br>省令 第92条（委託先管理）                     | -                                    | -   |

| プリンシプルに対応した分類                            | 具体的なルールの内容等  | 対象事業者（割賦販売法）         | 根拠条文（割賦販売法・省令）  | 対象事業者（資金決済法等） | 根拠条文（資金決済法等・ガイドライン） |
|--|--|----------------------|---|---------------|---------------------|
| 悪質加盟店の利用防止（支払手段が悪質な加盟店に利用されないよう未然防止すること） | 【加盟店の勧誘行為調査義務（特商法5類型）】<br>個別信用購入あっせん業者は、特商法5類型（訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘因販売取引）の販売業者のあっせん取引を行う場合、加盟店契約や個別クレジット契約締結に先だって、加盟店の勧誘行為（重要事項の不実告知・断定的判断の提供・重要事項不告知等の有無等）について調査し、その記録を作成・保存しなければならない。加盟店の不正行為を知りながら与信することを防止するための調査義務。   | 個別信用購入あっせん業者         | 割賦販売法 第35条の3の5<br>（個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査）<br>第35条の3の6（調査の協力）<br>第35条の3の7（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの承諾等の禁止） | -             | -                   |
|  | 【購入者等の知識・経験・財産の状況、契約締結の目的に照らした適切な業務（個別クレジット・過量販売）】<br>個別信用購入あっせん業者は、加盟店の勧誘行為についての調査、その他の方法によって知った事項から、訪問販売、電話勧誘販売における「過量販売契約」に該当するおそれがあると認めた場合、当該個別クレジット契約を締結してはならない。  | 個別信用購入あっせん業者         | 省令 第93条<br>（過量販売時の与信禁止）   | -             | -                   |
|  | 【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査措置義務（初期調査）】（2か月内払を含む）<br>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は加盟店契約締結時に以下を調査しなければならない。<br>①所在地・代表者等の基本情報<br>（省令第133条の5第1号・第133条の6第2項）<br>②取扱商材・役務の内容・販売方法等<br>（省令第133条の5第2号・第133条の6第3項）<br>③クレジットカード番号等の適切な管理措置<br>（省令第133条の5第3号・第133条の6第4項）<br>④直近5年間の特商法行政処分歴・消費者契約法違反による敗訴判決（省令第133条の5第4号・第133条の6第5項）<br>⑤第35条の3の7各号（禁止勧誘行為等）に該当する行為防止体制<br>（省令第133条の5第5号・第133条の6第6項）<br>⑥利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況<br>（省令第133条の5第6号・第133条の6第7項）<br>⑦利用者保護に欠ける行為防止体制・苦情処理体制の整備状況<br>（省令第133条の5第7号・第133条の6第8項） | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 | 割賦販売法 第35条の17の8第1項<br>（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）<br>省令 第133条の5第1～7号<br>省令 第133条の6第2～8項                    | -             | -                   |
|  | 【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査措置義務（定期調査）】（2か月内払を含む）<br>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は既存加盟店について適切な頻度で定期的に以下を調査しなければならない。<br>①クレジットカード番号等の適切な管理措置<br>（省令第133条の5第3号・第133条の7）<br>②利用者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況<br>（省令第133条の5第6号）<br>③漏えい等の事故の発生状況<br>（省令第133条の5第8号）   | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 | 割賦販売法 第35条の17の8第3項<br>（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）<br>省令 第133条の7<br>省令 第133条の5第3号・第6号・第8号                   | -             | -                   |

| プリンシプルに対応した分類 | 具体的なルールの内容等   | 対象事業者（割賦販売法）             | 根拠条文（割賦販売法・省令）  | 対象事業者（資金決済法等） | 根拠条文（資金決済法等・ガイドライン）  |
|---------------|---|--------------------------|---|---------------|--|
|               | <p>【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査措置義務（随時調査）】（2か月内払を含む）<br/> クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は以下のいずれかの事由が生じた場合に随時調査しなければならない。<br/> ①加盟店の基本情報・商材等に変更があった場合（省令第133条の8第1号）<br/> ②加盟店が第35条の3の7各号（禁止勧誘行為等）に該当する行為をしたと認められる場合（省令第133条の8第2号）<br/> ③苦情の発生状況が他の加盟店と比較して利用者保護に欠けると認められる場合（省令第133条の8第3号）<br/> ④加盟店による漏えい等の事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合（省令第133条の8第4号）<br/> ⑤加盟店における不正利用の防止に支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる場合（省令第133条の8第5号）<br/> ⑥上記以外でカード番号等の適切な管理等に支障が生ずるおそれがある場合（省令第133条の8第6号）</p> | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者     | 割賦販売法 第35条の17の8第3項（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）<br>省令 第133条の8第1～6号 | -             | -  |
|               | <p>【加盟店調査結果に基づく必要な措置（指導・契約解除・イシューアへのフィードバック）】（2か月内払を含む）<br/> クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は調査結果に基づき以下の措置を講じなければならない。<br/> ①法定基準適合措置の指導（省令第133条の9第1号）<br/> ②類似漏えい事故の再発防止措置の指導（省令第133条の9第2号）<br/> ③類似不正利用の再発防止措置の指導（省令第133条の9第3号）<br/> ④加盟店契約の解除（省令第133条の9第4号）<br/> ⑤随時調査結果のイシューアへのフィードバック（省令第133条の9第5号）</p>   | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者     | 割賦販売法 第35条の17の8第4項（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）<br>省令 第133条の9第1～5号 | -             | -  |
|               | <p>【クレジットカード番号等の適切管理義務】（2か月内払を含む）<br/> クレジットカード番号等取扱事業者（イシューア、加盟店等）は、クレジットカード番号等の漏洩防止の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。クレジットカード番号等取扱事業者は、クレジットカード番号等の取扱いを委託した者に対してクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な指導その他の措置を講じなければならない。</p>   | クレジットカード番号等取扱業者          | 割賦販売法 第35条の16（クレジットカード番号等の適切な管理）                                | -             | -  |
|               | <p>【加盟店情報交換制度（JDM）】<br/> 加盟店における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JDM会員がJDMセンターに報告する。また、JDM会員が共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上、悪質加盟店の排除及びクレジットカード番号等の適切な管理等を推進する。</p>  | クレジットカード協会の会員であり、かつJDM会員 | 割賦販売法 第35条の18（認定割賦販売協会の認定及び業務）                                  | -             | 一般社団法人日本クレジット協会「加盟店情報交換制度運営規則」   |
|               | <p>【前払式支払手段発行者（第三者型）による加盟店管理】<br/> 金融庁事務ガイドラインは第三者型前払式支払手段発行者に対し「加盟店の管理」態勢の整備を求める。前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認することを求めている。</p>  | -                        | -   | 前払式支払手段発行者    | 金融庁「事務ガイドライン」<br>5 前払式支払手段発行者関係<br>II-3-5（加盟店の管理）                              |
|               | <p>【前払式支払手段を悪用した詐欺被害への対応義務】<br/> 金融庁事務ガイドラインは前払式支払手段発行者に対し、架空請求等詐欺被害の発生が認められているサーバ型前払式支払手段発行者において、被害発生状況のモニタリングや分析を通じて被害の防止及び被害回復に向けた取組みを求めている。</p>   | -                        | -   | 前払式支払手段発行者    | 金融庁「事務ガイドライン」<br>5 前払式支払手段発行者関係<br>II-2-5（詐欺被害への対応）                            |
|               | <p>【資金移動業者の反社会的勢力排除・不正取引に対する補償】<br/> 金融庁事務ガイドラインは資金移動業者に対し、資金移動業者自身や役員のみならず、利用者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除することを求めている。<br/> 資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他に対応に関する方針を策定し、資金移動業の利用者への情報提供等を行うことを求めている。</p>   | -                        | -   | 資金移動業者        | 金融庁「事務ガイドライン」<br>14 資金移動業者関係<br>II-2-1-3（反社会的勢力による被害の防止）<br>II-2-6（不正取引に対する補償） |

| プリンシプルに対応した分類                                | 具体的なルールの内容等   | 対象事業者（割賦販売法）                                    | 根拠条文（割賦販売法・省令）  | 対象事業者（資金決済法等）        | 根拠条文（資金決済法等・ガイドライン）  |
|--|---|---|---|----------------------|--|
|  | 【後払い決済事業者の加盟店審査自主ルール】<br>日本後払い決済サービス協会会員は加盟店審査に係る自主ルールを策定している。具体的には、社内体制整備、反社会的勢力の排除、加盟店契約時の調査、加盟店契約後の定期調査、苦情処理を実施している。なお事業者団体への参加事業者は限定的である。   | -   | -   | 日本後払い決済サービス協会会員      | 日本後払い決済サービス協会「加盟店審査に係る自主ルール」   |
| 消費者トラブル発生時の紛争解決への協力（各支払関連事業者が協力して対応すること）     | 【支払停止の抗弁】<br>包括信用購入あっせん（分割払い・リボ払い等）利用で消費者と販売業者間に商品の引き渡しがない等の紛争が生じた場合、消費者は販売業者との間に生じている事由をもって、クレジット会社からの支払請求を拒否することができる。販売店の責任で消費者トラブルが生じた場合、クレジット業者に責任がなくても、クレジット支払を拒否できる。                          | 包括信用購入あっせん業者                                    | 割賦販売法 第30条の4（包括信用購入あっせん業者に対する抗弁）  | -                    | -  |
|  | 【支払停止の抗弁】<br>個別信用購入あっせん利用で消費者と販売業者間に商品の引き渡しがない等の紛争が生じた場合、消費者は販売業者との間に生じている事由をもって、クレジット会社からの支払請求を拒否することができる。   | 個別信用購入あっせん業者                                    | 割賦販売法 第35条の3の19（個別信用購入あっせん業者に対する抗弁）   | -                    | -  |
|  | 【苦情伝達義務】<br>クレジットカード発行会社（イシューア）は、消費者から加盟店の不適正行為に関する苦情を受けた場合、カード番号等取扱契約締結事業者に苦情内容を伝達しなければならない。2か月内払いについては法的義務がなく、クレジット協会の自主規制規則上の努力義務にとどまる。  | 包括信用購入あっせん業者                                    | 割賦販売法 第30条の5の2  | -                    | 一般社団法人日本クレジット協会「包括信用購入あっせんに係る自主規制規則」第60条の2（2か月内払いは努力義務）  |
|  | 【苦情処理体制整備義務（前払式支払手段・資金移動業）】<br>前払式支払手段発行者資金及び移動業者は、利用者からの苦情・相談に対し迅速かつ適切な処理・対応ができるよう、苦情等に係る担当部署や処理手続きを定めること、利用者に対する説明の履行、再発防止策への活用等のための態勢整備が求められる。   | -   | -   | 前払式支払手段発行者<br>資金移動業者 | 資金決済法 第21条の3（前払式）<br>第51条の4（資金移動業者・指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等）<br>金融庁「事務ガイドライン」<br>5 前払式支払手段発行者関係<br>II-2-4（苦情処理態勢）<br>14 資金移動業者関係<br>II-2-2-4（苦情等への対応（金融ADR制度への対応も含む）） |
|  | 【金融ADR制度への対応（前払式支払手段・資金移動業）】<br>迅速、簡便、柔軟な苦情処理・紛争解決のため金融ADR制度が整備されており、特に資金移動業者においては、指定紛争解決機関との連携等を通じて適切に対応することが求められる。前払式支払手段発行者においても、苦情処理体制の整備が求められている。  | -   | -   | 前払式支払手段発行者<br>資金移動業者 | 資金決済法 第87条（認定資金決済事業者協会）<br>第51条の4（指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等）<br>金融庁「事務ガイドライン」<br>14 資金移動業者関係<br>II-2-2-4-2（金融ADR制度への対応）  |
|  | 【電気通信事業者の苦情処理義務】<br>電気通信事業者（携帯キャリア等）は、苦情・問い合わせに応じる窓口の設置と適切な処理を義務付けられている。  | -   | -   | 電気通信事業者（携帯キャリア等）     | 電気通信事業法 第27条（苦情等の処理）<br>総務省「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」<br>第5章 苦情等の処理（法第27条）関係   |
| 【参考】個別クレジットと特商法の考え方                          | 【クーリング・オフによるクレジット契約・販売契約の同時解消（個別クレジット+特商法5類型）】<br>訪問販売等特商法5タイプの契約において個別クレジット契約をクーリング・オフを行使した場合、これに係る販売契約も同時にクーリング・オフされる。三者間（消費者、販売業者、個別信用購入あっせん業者）で一括清算できるルールが適用される。                                | 個別信用購入あっせん業者                                    | 割賦販売法 第35条の3の10（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回等）<br>第35条の3の11  | -                    | -  |
|  | 【虚偽説明時のクレジット契約取消・既払金返還（個別クレジット+特商法5類型）】<br>特商法5タイプの取引を行う販売業者が不実告知など虚偽の説明をした場合、個別クレジット契約もあわせて取り消すことを可能とし、既払金をクレジット会社に対して返還請求できる。   | 個別信用購入あっせん業者                                    | 割賦販売法 第35条の3の13（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）<br>第35条の3の14<br>第35条の3の15<br>第35条の3の16                                   | -                    | -  |
| 過剰借入・多重債務の抑止（過剰な借入れや多重債務の発生を抑止するための措置を講じること） | 【支払可能見込額調査・算定義務および超過与信禁止（包括クレジット）】<br>包括信用購入あっせん業者は、クレジットカードの発行・限度額増額に先立ち、年収・預貯金・他社クレジット債務等を調査し「包括支払可能見込額」を算定し、その範囲を超える限度額を設定してはならない。認定包括信用購入あっせん業者・登録少額包括信用購入あっせん業者は独自の与信審査手法による「利用者支払可能見込額」算定が可能。 | 包括信用購入あっせん業者<br>認定包括信用購入あっせん業者、登録少額包括信用購入あっせん業者 | 割賦販売法 第30条の2（包括支払可能見込額の調査）<br>第30条の2の2（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止）<br>第30条の5の4（認定包括信用購入あっせん業者）<br>第35条の2の4（登録少額包括信用購入あっせん業者） | -                    | -  |

| プリンシプルに対応した分類  | 具体的なルールの内容等  | 対象事業者（割賦販売法）                 | 根拠条文（割賦販売法・省令）   | 対象事業者（資金決済法等）      | 根拠条文（資金決済法等・ガイドライン）   |
|--|--|------------------------------|--|--------------------|---|
|  | 【支払可能見込額調査・算定義務(個別クレジット)】<br>個別信用購入あっせん業者は、個別クレジット契約締結前に「個別支払可能見込額」を調査し、その範囲を超える与信をしてはならない。  | 個別信用購入あっせん業者                 | 割賦販売法 第35条の3の3<br>(個別支払可能見込額の調査)<br>第35条の3の4(個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の禁止) | -                  | -   |
|  | 【指定信用情報機関への照会・登録義務(クレジット)】<br>包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者は、与信審査の適正性を確保し、多重債務の発生を防止する観点から、指定信用情報機関(CIC)に登録された信用情報を活用するとともに、自らの与信情報を当該機関に提供することが求められている。  | 包括信用購入あっせん業者<br>個別信用購入あっせん業者 | 割賦販売法 第35条の3の36~59   | -                  | -   |
|  | 【過剰貸付禁止・総量規制(貸金業)】<br>貸金業者については、過剰貸付けの抑制および多重債務問題の防止を図る観点から、いわゆる総量規制が設けられており、個人の借入残高が年収の3分の1を超えることとなる場合には、原則として新たな貸付け契約を締結することが禁止されている。また、その実効性を確保するため、指定信用情報機関(JICC等)への信用情報の照会および登録が義務付けられている。銀行等については、本規制の対象外とされている。 | -                            | -  | 貸金業者（消費者金融・信販会社等）  | 貸金業法 第13条<br>(返済能力調査義務)<br>第13条の2(過剰貸付禁止)   |
|  | 【銀行カードローンにおける過剰与信防止(監督指針・自主規制)】<br>銀行カードローンについては、貸金業法に基づく総量規制の適用対象外とされていることや、高額の借入れであっても年収証明書の提出が法令上必ずしも求められない場合がある。このため、2017年の申合せにおいて、銀行による貸付けが利用者にとって過度な負担とならないよう、審査態勢の充実や年収等の把握の強化など、自主的な与信管理を行うことが求められている。         | -                            | -  | 銀行等（預金取扱金融機関）      | 全国銀行協会<br>「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」(2017年)  |
|  | 【後払い決済】<br>支払可能見込額調査の取扱いについては、事業者団体として統一的な審査基準を定めているわけではなく、各事業者がそれぞれ過去の利用履歴等を踏まえた独自の基準に基づき審査を行う。   | -                            | -  | -                  | -   |
| 【参考】個別クレジットと特商法の考え方  | 【過量販売による1年以内解除・既払金返還(個別クレジット+訪問販売及び電話勧誘販売)】<br>訪問販売及び電話勧誘販売による通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等(過量販売)に対する個別クレジット契約は、1年以内であれば解除可能とし、既払金返還を認める。売買契約に先立ち、又は同時に個別クレジット契約が解除された場合、三者間(消費者、販売業者、個別信用購入あっせん業者)で一括清算できるルールが適用される。      | 個別信用購入あっせん業者                 | 割賦販売法 第35条の3の12  | -                  | -   |
| 生活基盤サービス停止の防止<br>(支払サービスの不払いを理由として、生活上不可欠なサービスが一時的に停止されないよう配慮すること) | 【電気通信サービスの提供条件の説明・不当停止禁止(電気通信事業法)】<br>電気通信事業者は、契約締結前の提供条件の書面説明義務、不当な解約制限の禁止、解約手続の容易化が義務付けられている。ただし「商品やサービス代金不払いを理由とする通信サービス停止」を直接禁止する規定は現行法上存在しないとみられる。  | -                            | -  | 電気通信事業者（携帯キャリア等）   | 電気通信事業法 第26条<br>(提供条件の説明義務)<br>総務省「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」<br>第2章 契約前の説明義務(法第26条)関係 |
|  | 【消費者契約法による不当条項規制】<br>消費者に一時的に不利な条項(平均的損害額を超える損害賠償条項・不当な解除条項等)は無効。キャリア決済の利用規約において、商品やサービス代金不払いのみを理由とした通信サービス一括停止を定める条項は消費者契約法上の問題となりうる。   | -                            | -  | 商品・サービス提供事業者       | 消費者契約法 第10条<br>(消費者の利益を一時的に害する条項の無効)  |
|  | 【公共料金・ライフライン停止への配慮(電気・ガス等各業法)】<br>電力・ガス等のライフラインサービスについては各業法・ガイドライン等において、支払困難者に対する相談・家計改善支援等への配慮が求められている。   | -                            | -  | 電力・ガス・水道等ライフライン事業者 | 電気事業法・ガス事業法・水道法 各関係規定<br>経済産業省・厚生労働省 各種ガイドライン等  |
| 【参考】割賦販売法の与信と生活維持の設計課題   | 【緊急性の高い生活必需品への与信の例外措置(割賦販売法)】<br>割賦販売法は過剰与信防止義務の例外として、生命・身体保護のために緊急に必要な商品・サービス(緊急医療費、介護用品等)について支払可能見込額を超える与信を許容する場合を規定する。これは「与信」と「生活維持」の緊張関係の設計例であり、キャリア決済の通信サービス停止問題(与信的性格を持つ決済代金の不払いと生活インフラの分離)と共通の課題を示している。         | 包括信用購入あっせん業者                 | 割賦販売法施行規則 第62条の3(利用者支払可能見込額の算定義務の例外)   | -                  | -   |

(出所)各種公表資料等から消費者委員会事務局作成。